

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 21) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税 14)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【 <u>新設</u> 】拡充・延長】 【 <u>単独・主管</u> ・ 共管 】	
4	内容	《現行制度の概要》 —	
		《要望の内容》 金融機関の取引実態や市況の変動に対応することを可能にする観点等を踏まえて、過大支払利子税制について所要の措置を講じること。	
		《関係条項》 法人税 租税特別措置法第 66 条5の2、3	
5	担当部局	金融庁総合政策局総合政策課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和6年度～令和8年度	
7	創設年度及び改正経緯	—	
8	適用又は延長期間	恒久措置	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過大支払利子税制*について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を適正化することにより、国内金融機関の経営の健全性向上を図り、より強固な金融システムを構築すること。 * 近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転))に対処するため、純支払利子等(=支払利子等一受取利子等)の額のうち調整所得金額の一定割合を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととする制度であり、所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避の防止を目的としている。
			《政策目的の根拠》 金融庁設置法 第3条第1項 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。

			2023 事務年度 金融行政方針(2023 年8月公表) Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する
		② 政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 市場から外貨を調達（円をドル等に交換）して国際投資を行う金融機関においては、昨今の欧米の金利上昇により海外に対する利息の支払いが増加し、租税回避を行う意図がないにもかかわらず過大支払利子税制の適用を受ける可能性がある。 このため、現下の経済実態を考慮した所要の措置を講ずることによって金融機関の税負担を適正化することにより、経営の健全性向上を図り、より強固な金融システムを構築すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 対象となる金融機関において財務面での安定的な業務基盤が確保されることで、経営の健全性向上が図られ、より強固な金融システムの構築に寄与する。
10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、対象となる金融機関の資本金の減少を防ぐことができ、財務面での安定的な業務基盤が確保されることで貸出余力の確保につながる。 他方、本措置が講じられなかった場合には、貸出余力の低下を招くおそれがある。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本要望は、国際的に求められている BEPS 対応について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を適正化し、過大支払利子税制の目的を適切に実現するものである。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	市場から外貨を調達（円をドル等に交換）して国際投資を行う金融機関においては、昨今の欧米の金利上昇により海外に対する利息の支払いが増加し、租税回避を行う意図がないにもかかわらず多大な税負担が発生する構図となっている。 こうした影響を適正化するためには、毎年度の経済活動の結果に対して適切な税負担を課すことができる措置である必要があるため、単年度ごとに予め需要を計測して予算措置を講じる必要が

			ある補助金等ではなく、租税特別措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—